

# ADRの現場から

18

話し合いでトラブルを解決

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり、時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは、非常に前向きなことだ。今回は、法務大臣認証機関である（一社）日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となった「再生可能エネルギーアドバイザー」とトラブルとの関わりを、特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長から紹介してもらう。

日本住宅性能検査協会では「再生可能エネルギーアドバイザー」の認定を行うプログラムを展開していると共に、地方自治体の再生可能エネルギー、電力小売全面自由化についての相談窓口など、資格者が活躍できる職場を広げています。

再生可能エネルギーの現場では今までのように太陽光発電だけの知識だけではなく、



大谷昭二理事長

再生可能エネルギー全般の知識を必要とされる場面が増え、てきており、当協会が担当した地方自治体の再生可能エネルギーの相談窓口（豊田市）についてもその傾向が顕著化しています。

各自自治体では地域の産業創出や雇用確保をするために再生可能エネルギーに関する取り組みを進めています。ここでもやはりトラブルは発生しています。

例えば、17年10月に創発的地域づくり・連携推進センターが発表した「第3回再生可能エネルギー・省エネルギー導入に関する自治体意向調査集計結果」によると、「現在あ

## 再生可能エネルギーアドバイザー

る、もしくは計画中の再生可能エネルギー施設・設備に関するトラブル、苦情がありましか？」という設問に対し、25・8%が「ある」と回答しており、これは15年の10・6%、16年の19・9%から増加の一途をたどっています。17年度に関しては「域外資本のソーラー発電に関するトラブル」が53・2%を占めており、トラブル内容では上位3カテゴリーが「景観」「住民理解」「雨水・土砂災害」となっているところから

くは「事業者と地域」「事業者と消費者」との間で発生しておりますが、再生可能エネルギーアドバイザーはこの2パターン共にADRで解決に導くことのできる公平・公正な第三者として、今後より一層の活動展開をしていきたいと考えております。

●法務大臣認証ADR機関  
一般社団法人日本不動産仲裁機構 電話03（3524）8013 ※調停が体験できる「ロールプレイ研修」を定期的に実施しています。  
●「再生可能エネルギーアドバイザー」資格実施団体  
特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会 電話03（5847）8235

## 「関連トラブル」増加中

も、特に地域住民とのトラブルが多いことが分かります。また、再生可能エネルギーアドバイザーを自治体に設置した相談窓口等においては、消費者から直接再生可能エネルギーに関するトラブル相談があります。その内容は「補助金があるのに、自己資金は一切かからない」「売電によって機器代が賄える」など、不実告知もとれる過剰なセールストークに関するものや「解約したい」「クーリング・オフの仕方を教えてほしい」といったものが自立ちます。

このように、再生可能エネルギーに関するトラブルの多